

令和2年度入所選考基準における昨年度からの変更点の概要

※ 詳細は「令和2年度 保育施設入所ガイド」をご確認ください。

1 基準点数に関する変更

要件	変更内容	変更理由
就労	就労要件となる勤務の基準を「週4日かつ1日4時間以上」から「月64時間以上」に改めました。それに伴い、就労時間ごとの点数を定めました。	様々な勤務形態による就労に配慮するため。
	「居宅内就労」について、「自営業の協力者」の考え方を廃止しました。	それぞれ、保育の必要性に関して項目ごとの相応の差を見出し難いため。
	「内職」は「居宅内就労」に含まれるものとししました（点数引き上げ）。	
妊娠・出産	「育児休業後に復職予定の方」は、例外的に就労要件の点数を参照することとしました。	就労予定者を減点とすることは不合理であるため。
	上記以外の方は、下記のとおり点数を引き上げました。 (旧)11+胎児数×1点 (新)14+胎児数×1点	児童福祉施設としての趣旨を踏まえたもの。
疾病	「一般療養」の状況を細分化し、点数を整理しました。 月2日以上通院 → 20点 月1日通院 → 15点 上記以外 → 10点	一般療養のうちでも保育の必要性が異なるケースに対応するため。
看護	きょうだいの障がい等により、週4日以上支援学校への通学等に付き添う場合も認められるようになりました。	多様な看護状況を保育要件として認めるため。
就学	「職業訓練以外の就学」のうち、月64時間未満の就学は要件として認めないこととしました。	就労要件等の考え方と整合をとったもの。

2 調整点数に関する変更

状況	変更内容	変更理由
育児休業から復職予定の方	下記のとおり点数を引き下げました。 (旧)2点 (新)1点	「既に就労している方」と保育の必要性に差があるため。
保育士等として勤務する方	認可教育施設・認可外保育施設で勤務している方も対象としました。また、保育士・保育教諭以外であっても、有資格で教育・保育に直接従事する方を対象としました。	保育ニーズの高まりと保育士不足の現状を踏まえたもの。
認可保育施設に入所できていない方	幼稚園等の預かり保育を利用している方は対象外としました。	幼児教育・保育の無償化の開始による一定の利用負担軽減を踏まえたもの。
	利用実態に応じて毎月加点する方法から、下記のとおり申請後一度だけ加点する方法へと改めました。 待機児童解消保育ルームの利用者 → 12点 その他認可外施設等の利用者 → 6点	
単身赴任家庭	条件を下記のとおり明確化しました。 ①自宅から通勤した場合に通勤時間が2時間未満かつ②自宅から勤務地までの距離が100キロ未満である場合は加点対象外。	対象者を限定するため。
きょうだいが既に入所している方	下記のとおり点数を引き下げました。 (旧)4点 (新)3点	次の「きょうだい入所施設への転所希望の方」の新設を踏まえて調整したもの。

きょうだい入所施設への転所希望の方	項目を次のとおり新設しました。 申込児童のきょうだいが入所している施設への転所申込であることを確認 → 1点 ※ただし、当該施設以外への転所希望をあわせて行っている場合は加点対象外。	きょうだい別々の施設に決定し、今後転所を希望する方への優先度合を調整するため。
障がい児との親子通園	障がい児との親子通園をしている方への加点を対象外としました。	「看護」の保育要件として整理したため。

3 同点時の優先順位に関する変更

旧	新
① ひとり親家庭である	① ひとり親家庭である
② きょうだいが入所している	② きょうだいが入所している
③ 未就学児童が多い	③ 未就学児童が多い
④ 支給認定保護者以外に満20歳以上の同居親族がいない	④ 世帯の基準点数が高い
⑤ 当該保育施設の希望順位が高い	⑤ 入所希望月から利用調整をする月までの待機の期間が長い
⑥ 保育料算定対象となる支給認定保護者のうち、最も前年所得が多い者の金額が低い	⑥ 保育料算定対象となる教育・保育給付認定保護者の市民税の所得割額の合計が低い
⑦ 保育料算定対象となる支給認定保護者すべての前年所得の金額が低い	⑦ 保育料算定対象となる教育・保育給付認定保護者の市民税の均等割額の合計が低い
⑧ 特に保育が必要であると市長が認める者	⑧ 保育料算定対象となる教育・保育給付認定保護者の池田市在住年数の合計が長い
	⑨ 特に保育が必要であると市長が認める者

4 送迎バス利用希望者の選考基準の新設

下記のとおり基準を新設しました。

① 在園月数が長い
② きょうだいが入所している
③ 未就学児童が多い
④ 特に送迎バスの利用が必要であると市長が認める者

5 その他保育所等入所に関するルール等の変更

分類	変更内容	変更理由
転所申込	年度中の転所申込の回数制限を撤廃しました。	保護者の状況の変化等に配慮するため。

※ 注意

以上の変更はいずれも令和2年4月以降の入所選考から適用し、令和2年3月までの入所選考はなお従前の選考基準等（平成31(2019)年度 保育所等入所の手引き）等をご確認ください。